

議案第27号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(幕別町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 幕別町議会の個人情報保護に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第39条第1項第1号イ中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(幕別町税条例の一部改正)

第3条 幕別町税条例（昭和30年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。